行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	高校教育課	整理番号	2-2-3
処分の種類	学校施設にある工作物等移転命令				
根拠法令条例 等·条項	学校施設の確保に関する政令第15条				
処分の概要	返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者にその物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、具体化するのが困難)				
基準の制定根拠	_				